

(写)

デジタルを活用した自治会支援に関する連携協定書

米原市（以下「甲」という。）と日本ソフト開発株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が官民連携によって、デジタル技術を活用した自治会事務の負担軽減および効率化ならびに地域課題の解決を図り、自治会を支援することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するために、連携して次の各号に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1） デジタル技術の活用による自治会の事務負担軽減に関すること。
- （2） デジタル技術の活用による自治会運営の効率化および地域課題の解決に関すること。
- （3） その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 甲および乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施し、推進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法その他の条件については別途取り決めるものとする。

（確認事項）

第3条 甲および乙は、本協定の締結が、第三者と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲または乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲または乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定の30日前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。この場合において、甲または乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害賠償を求めるとはできない。

（協定の見直し）

第6条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(写)

(守秘義務)

第7条 甲および乙は、本協定の検討および実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、または漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めのない事項または本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年2月25日

甲 滋賀県米原市米原 1016 番地
米 原 市
市 長 角 田 航 也

乙 滋賀県米原市米原西 23 番地
日本ソフト開発株式会社
代表取締役社長 蒲 生 仙 治